

議案第 号

宝塚市奨学金条例を廃止する条例の制定について

宝塚市奨学金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年（2020年） 月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市奨学金条例を廃止する条例

宝塚市奨学金条例（平成16年条例第32号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の属する年度の前年度において、この条例による廃止前の宝塚市奨学金条例（以下「旧条例」という。）の規定により修学資金の貸付を受けた者については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有するものとし、当該規定による修学資金の貸付を受けることができる。
- 3 旧条例による修学資金の貸付を受けた者（前項の規定により貸付を受けた者を含む。）に係る修学資金の償還については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正）

- 4 執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表教育委員会の部宝塚市奨学生選考委員会の項中「宝塚市奨学金条例（平成16年条例第32号）による」を「宝塚市奨学金条例を廃止する条例（令和2年条例第 号）附則第2項の規定による修学資金の貸付に係る」に改める。

（宝塚市奨学基金条例の一部改正）

- 5 宝塚市奨学基金条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正する。
第1条を次のように改める。

（設置の目的）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項の規定に基づき、
教育の機会均等を図ることを目的に、経済的理由により修学困難な者に対する修
学に要する資金に充てるため、宝塚市奨学基金（以下「基金」という。）を設置
する。

議案第 号

宝塚市奨学金条例を廃止する条例の制定について
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表(附則第4項による改正関係)

(現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
教育委員会	宝塚市奨学生選考委員会	宝塚市奨学金条例(平成16年条例第32号)による奨学生の選考に関する事務	6人	学校長 3人 市内の公共的団体等の代表者 2人 民生委員 1人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
教育委員会	宝塚市奨学生選考委員会	宝塚市奨学金条例を廃止する条例(令和2年条例第 号)附則第2項の規定による修学資金の貸付に係る奨学生の選考に関する事務	6人	学校長 3人 市内の公共的団体等の代表者 2人 民生委員 1人

宝塚市奨学基金条例(昭和41年条例第11号)新旧対照表 (附則第5項による改正関係)

現行	改正案
<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 宝塚市奨学基金条例(平成16年条例第32号)第2条に規定する<u>修学資金</u>(以下「<u>修学資金</u>」という。)に要する資金に充てるため、<u>宝塚市奨学基金</u>(以下「<u>基金</u>」という。)を設置する。</p>	<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 <u>教育基本法</u>(平成18年法律第120号)第4条第3項の規定に基づき、<u>教育の機会均等を図ることを目的に、経済的理由により修学困難な者に対する修学に要する資金に充てるため、宝塚市奨学基金</u>(以下「<u>基金</u>」という。)を設置する。</p>

(概要)

本件は、令和2年度から国において高等教育の無償化の実施により、大学生等に対して、入学金、授業料等が減免されることや、日本学生支援機構による給付制度が拡充されます。

また、高校生に対しては、高等学校就学支援金制度の拡充や兵庫県の奨学金制度も充実してきたことから、修学資金の貸付及び給付、入学支度金の融資のあっせんからなる本市の奨学金制度を見直し、廃止しようとするものです。

なお、本条例の施行日は、令和2年4月1日としますが、本年度に本市の貸付を受けた者は、廃止前の条例に定める資格を満たしていれば、在学する学校における最短の修業期間に相当する期間に限り、引き続き修学資金の貸付を受けることができるよう経過措置を設けます。

